

# 平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の 復旧・復興事業の規模と財源について

〔平成 27 年 6 月 30 日  
閣 議 決 定〕

平成 28 年度から平成 32 年度までの復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図る。

このため、復興・創生期間を含む復興期間 10 年間における復旧・復興事業の規模及び財源について、以下のとおりとする。

## 1. 事業規模

集中復興期間における復興事業費は、平成 26 年度における復興事業の執行状況を踏まえると、平成 27 年度予算までにおいて 25.5 兆円程度（国・地方合計（公費分））となる見込みであり<sup>1</sup>、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）に基づく復興・創生期間における復興事業費の見込みを踏まえると、復興期間 10 年間における復興事業費は合計で 32 兆円程度<sup>2</sup>と見込まれる。復興・創生期間における各年度の事業規模の管理を適切に行い精度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

## 2. 財源

（1）これまで計上した復興財源（26.3 兆円）については、実績等を踏まえると 28.8 兆円程度<sup>3</sup>の収入となると見込まれており、これに加

<sup>1</sup> 平成 23 年度から平成 25 年度までについては決算、平成 26 年度については決算見込み、平成 27 年度については予算による。

<sup>2</sup> 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

<sup>3</sup> 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）附則第 13 条及び第 14 条の規定を踏まえ復興債の償還財源として追加された日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる 4 兆円程度を含む。

え、下記の取組により合計で最大 3.2 兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間 10 年間の復興財源 32 兆円程度を確保する。

① 財政投融资特別会計財政融資資金勘定における平成 27 年度までの積立金の活用、同特別会計投資勘定からの受入れなど国の保有する資産の有効活用等による税外収入（決算剰余金を除く）の確保 0.8 兆円程度

② 一般会計からの繰入れ 2.4 兆円程度<sup>4</sup>

なお、復興財源の確保と一般会計の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興事業費に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

(2) 復興・創生期間における復興事業費を賄うための一時的なつなぎとして、同期間における復興債の発行を可能とする。当該期間に発行される復興債を含め、復興期間に発行された復興債については、上記の財源等を償還財源とし、平成 49 年度までに償還するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえ、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)について必要な改正を行う。

---

<sup>4</sup> 一般会計における歳出削減及び決算剰余金の活用により必要額を確保する(①により確保されるものを除く。)